



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロシア革命と私立学校の自由 : 私学の自由の承認から私学の消滅へ
Author(s)	所, 伸一
Relation	教育改革と子どもの全面发展 第4章
Issue Date	1987-02-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59635
Type	book part
File Information	tokoro.pdf



第四章 ロシア革命と私立学校の自由

——私学の自由の承認から私学の消滅へ——

所 伸 一

はじめに

こんにち、ソ連を始めとするいわゆる「現実」に存在する社会主義の国々の体制を日本の百科事典が特徴づけようとする時、教育については、「国家によって実現されている」「充実した社会福祉」の一部分にふくめると同時に、「公的な統制と動員」の手段としても位置付けて、「初等教育より高等教育まですべて国営であり、したがって教科書もまたすべて国定教科書で、画一的な教育が行われている」ことを取り上げる⁽¹⁾。他方、わが国の法学教科書は、ソビエトの社会・文化関係法の特徴として、そこでは教育の権利は論じられても、これによって「保障される教育の内容そのものについては、規定されていない。すなわち教育の自由については明確な規定を持たないばかりか、学説上も問題とされてはいない」⁽²⁾点に注意を促しているが、これもまた、みぎの事典の指摘となじ現象を法学の角度から表現したものと考えられる。

こうして、かの社会ではなぜ教育の自由が右のような状態にあるのかと問題を立てざるをえなくなる。だがこの間に冷静に答えようとする研究はたやすくはない。ソビエト体制の開始はロシア革命のもつ「教育を受ける権

利」概念に対する歴史的意義については、わが国の教育学では既に秀れた論究がある⁽³⁾。世界史的にいつて、この権利の保障の問題が解決されたとか、意義が薄れたなどと言える状況では決してないのであるが、現在は、「教育における自由」の問題が鋭く問われていることも事実であろう（たとえばわが国における、国家による教科書検定の強化、新しい形態の教員統制の準備、学校における子どもと青年への抑圧の強まり、親の学校選択権の拡大の要求、等などの問題）。こうして、資本主義社会の教育にとって代わる価値を示すべきものと考えられた社会主義社会のそれに対する我々の視点は、関連情報量の増大ともあいまって、ますます多角的で厳しいものにならざるを得ない。先の事典や法学教科書の指摘はそのことを十分感じさせる。

教育の自由という言葉は今日、一方で公権力の教育内容・編成への介入の規制の必要を、他方で親の教育の自由、国民の私立学校設置の自由、学校教師の教育の自由、国民の教育活動の自由、を指し、より具体的には多岐にわたると考えられているが、小稿ではそのうち私立学校の自由を取上げることとする。

なぜ、ソビエトを対象にしてこのようにしぼりうるのか。それは、現代の教育法学がフランス大革命以来の人權保障の歩みから引出した、「国民の教育の自由があるかぎり、私立学校教育の自由がかならずなくてはならない」という命題はいわゆる体制の違いをこえて貫かれなくてはならないと筆者には考えられるからであり、他方では、社会主義革命以前の近代ロシアには種々の私立学校が存在した事実と、その後革命政府が新社会の教育の原則を謳ったドキュメント（一九一七—一九一八年）において私学を承認していたという、この限りで知られた事実とがあるからである。

今回はしかし、近代ロシアは問題の前史として扱い、一九二一年以前の革命期の教育改革における私立学校の帰趨を追ってみることに限定される。このような試みも、教育における自由と平等という古くて新しい問題を考えるための素材を提供するはずであり、同時に、ロシアの教育がどこまで達していたか、またソビエトの教育が

どこまで達したかを歴史的に理解するために必要なはずである。

さて、〈ロシア革命と私立学校〉という対象については、これまで独自に考察されたことはなかったといわざるをえない。⁽⁶⁾ こうした状況にあるため、昨年出されたソビエトの法学者シュタムの著書『ソ連邦の教育管理』（一九一七—一九三六年）——『法制史研究』⁽⁷⁾は、そのタイトル通り包括的な研究書であってわれわれのテーマの直接の先行研究というべきものではないが、初めて、私立学校についても十月以後のソビエト権力による対応や学校法制・行政に即して記述に取込もうとしており、ソビエト文献としては新鮮なモチーフとトーンを感じさせるものであった（著書全体に対する評価は別である）。彼女のこの意欲作は小稿の執筆に際して有益な参考文献となつたことをここに付記しなければならない。

第一節 革命前夜の私立学校の自由——問題の前史——

（一）専制政府下の私立学校設立の運動

上からの改革で専制国家が形成されてきたロシアでは、必要な人材の育成を担う諸学校も上から作られた国立であった。私立の諸教育施設は国家が直接策を講じない初歩の学校（読み書き学校など）や、国立学校への準備教育機関として補助的に位置づけられてきた（一八三五年一月十二日付私立教育施設に関する「政令」）。農奴解放の前夜、一八五〇年代の激動期、時代の要請に対応しきれない官立学校に対する社会的不満が高まった時、私立学校の設置数規制と認可手続きの緩和を目指す動きが政府内外に現れた。一八六〇年代のいわゆる「教育・社会運動」のなかで進歩的世論は、一八三五年の政令の根本改正——学校開設と私学の教育課程編成における私人

のイニシヤチブの自由の拡大——を主張した。これらの結果一八六八年二月、政令に修正が加えられた。⁽⁸⁾ 政府決定は、①私立教育機関を三類型（六学年以上、三学年以上、一・二学年）に分けて、対応する設立・維持者の資格要件を整理し、②「神の法」（ギリシヤ正教）とロシア語を必修科目とし、③他の科目による教案編成を自由（但し政府の承認が必要）とするものであった。（この根幹は一九一七年まで維持された——『ロシア帝国法大全』第三七一二条、第三七二〇条。）これによって私立の中等教育機関（古典中学、ギムナージヤ、実科学校、女子ギムナージヤ、等）の開設の道が開かれた。

このような条件の下を歩んでゆくロシア私立学校であったが、経済と教育諸要求が顕著に発展した世紀の変り目以降、新たな形で展開を見せることになった。

商業・工業分野の新しい知識を備えた創造的な担い手が必要としたブルジョアジーは、その関心から自らの学校をつくりはじめた。これは多くの場合、商人団体その他のブルジョア団体、あるいは私人が開設する商業学校（七年制・八年制中等学校）だった。これらを所管した大蔵省、のちに商工省は、これらの学校に、教授・教育活動の編成における相対的自由を与えた。ロシア・ブルジョアジーは、当時の西ヨーロッパの最良の学校に範をとって、資金を惜しまず教師に高給を支払い学校を整備した。教育省の管下にもこうした学校は、多くはないが生れていた。実業家の寄附金によって創設されたモスクワのシェラブーチン・ギムナージヤやペテルブルグのテ・ニシエフ学校（これは設置二年後に大蔵省管下に移った）などがあり、やはり主として大実業家、高級役人、高給の知識人などの子弟のものであったが、立派な設備と高水準の授業で知られた。⁽⁹⁾

これら、明確なブルジョアの流れに属するるとびうる運動のほかに、私立学校の設立は地方自治団体や農民団体によっても担われていた（自力によるギムナージヤ開設の準備、許可申請・陳情など）。⁽¹⁰⁾

以上のような系譜の学校の他に、もう一つ落とせないことに、この国の伝統の革命運動の流れのファクターに

よる私立・団体立学校があった。なかんずく一九〇五年の革命は広く深く人々の社会的覚醒を促したが、この中で教員もまた、団体・組合を何百と組織し、諸大会や出版を通して、初めて広範に新しい学校の在り方と古い官立学校の根本改革の方途を模索した。「中等学校活動者組合」は、父母、教師、地方支部の協力で新しい「自由」学校を設立しようと呼掛けるところまで進んだ。実際に一九〇六年初めにはペテルブルグ、モスクワ、キーエフ、サラートフ、サマールなど大都市で設立が始まった。このような新しい団体立学校はその他の小さい市や町にも出現した程であった。ここで、「新しい学校」の事例（近年ソ連の研究者によって発掘された）をもう少し具体的にみる事ができる。首都ペテルブルグのヴィボルク方面では、一九〇六年九月、生徒の処分と職員会議の自治権等をめぐって分裂後その私立タガーンツェワ女子ギムナジヤを抗議退職した教員グループによって、男児・女児向けの新しい普通学校が作られた。ここでは、教育、管理・経営の問題に合議制を敷き、役職は選挙制とし、教案作成には当時一級の教育家・学者を招いている。校長となった人物は創設時より一九二四年まで（一）勤めたという。設置者たちは教育省が男女共学を認可しない事を知っており、商工省に開設許可を申請して、学校としての認可取付けに成功した。この学校はヴィボルク八年制商業学校となって存続し、市内の「新しい」学校の活発化の先頭に立っていった。¹¹⁾この種の学校は多くはなかったが、社会を揺さぶる意義は小さくなかったし、教育的な試みと後に活躍する教育者を育んだという点で特筆すべきものであった。

（二）専制政府下の私立学校設立の自由の要求

私立学校の設立の以上のような運動は、ブルジョアジーと自由主義者の政党や教員団体に影響を与えるところとなった。それは端的に綱領的な文書に見ることができた。

産業ブルジョアジーを代表する政党「十月十七日同盟」（オクチャプリスト）は、その綱領（一九〇五年十一

月採択）で、初等普通教育の実施と「中等・高等教育機関、特に技術系教育機関の増強」の要求との関連で「教育機関の開設と維持における私人と社会団体のイニシャチブのごく広範な自由を与えること」を明記した。¹²⁾これは、先に見た私立中等学校設立の状況、特に実業界のそれを考慮するなら、有産者なりの実践的で強力な要求と論理を立てたものであった。

次に、大学・中学教員層をはじめ専門職の層を主な基盤とする自由主義勢力の「立憲民主党」（カデット）は、綱領（一九〇五年十月採択）の教育の章で「国民教育は自由、民主主義、地方分権の原理に立って組織されねばならない」ことを前置してから、具体的に、「第五〇、性、出自、宗教に係わる、学校入学時の一切の拘束の撤廃」に始まり「第五七、職業教育の発展」に至る、よく整ったブルジョアの要求を掲げ、その中に独立の一項「第五一、すべての型の（つまり、幼児教育から高等教育までの…引用者）教育機関の開設と組織、及び学校外教育の分野における私人と社会団体のイニシャチブの自由。教授（ブレボダヴァーニエ）の自由」を立てていた。¹³⁾ここに見られる要求の位置付けは特に、近代西欧民主主義に追付こうとする意識から発したものであったが、この条項は「大学の自治」の条項などと共に確かに、ロシアの知的ブルジョアや慈善事業家たちの要求をくむものでもあった。

もう一つ、興味を引く政党綱領は、カデットの左にあった「自由思想派」——民主的立憲君主制をめざしているものである——のそれである。彼らの綱領（一九〇五年十一月採択）は、「第三九、教育は国民生活の独立領域であるゆえ、その自由を、なかならず教会権力からの学校の完全な自由を、そして国家権力からのできるだけ大きな自由を、擁護しなければならない」とする条項とあわせて、「第四四、国は、社会団体立（地方自治体立も含む…引用者）学校・国立学校と共に、個々の私人及び団体（コルボラーツィヤ）によって開設される私立学校もまたねばならない。この学校は、ただ社会世論の統制の下には置かれるが、教授・教育事項（デーロ）の全

面的な自由を有する」という条文を得ていた。⁽¹⁴⁾このような概念が形成されていたことは、教育の自由を求めたロシアの運動の一定の知的水準を物語るものであった。

以上の代表的なブルジョアや自由主義の政党に比べるなら、この国の社会主義政党——「ロシア社会民主労働党」や「社会革命党」(エスエル)——にあっては、私立学校設立の自由(あるいはこの当時の表現で教育事業における「私人と社会団体のイニシヤチブの自由」)の要求は、その綱領文書に取込まないばかりか、きわめて低い位置付けしか与えていなかった。

この第一次革命期の社会主義勢力の中では、かろうじて、一九〇六年にエスエルから分離独立した「人民社会党」(エヌエス)が、綱領中に「学校の自治ならびに学校教育と学校外教育における私人と社会団体のイニシヤチブの自由。教授の自由」を掲げていた。⁽¹⁵⁾

社会主義政党は、その影響下の「全ロシア教員・国民教育活動者組合」(のちに全ロシア教員組合)が一九〇五年と一九〇六年の大会を経て一九〇七年六月にいたって初めて組合規約上の制度改革要求に「学校教育と学校外教育における私人のイニシヤチブの自由の確立。学校開設の事後承諾制」を取入れる、⁽¹⁷⁾といった例に見られるようなその後の経験によるフィードバックをえて、私人・団体のイニシヤチブのみならず教育の自由一般に関する態度を形成し政策化して行ったのである。しかし、やや広く教育における地方分権の思想をふくむ、教育の自由の領域の概念形成において、カデットらに対する立ちおくれは否定しがたかった。

第二節 一九一七年二月革命期の私立学校の自由の問題

一九一七年の二月革命によってロシアの専制は崩壊した。その後の臨時政府は、はじめブルジョアジーが構成

し、五月以降は社会主義者も入閣して連立政府となったが、端的にいつて、変わらず戦争遂行と革命の阻止を目的とし続けた。この下で民衆は不満をつのらせ、ソビエト組織は徐々にボリシェビキ化していった。

教育大臣や次官のポストはカデットの学者や教育者がこの間あいついで占めたが、また最初の大臣(マヌーイロフ)は反ツァーリ陣営のスローガン「自由・民主主義・地方分権」を掲げるとともに「まず第一に学校の民主化、すなわち民主主義ロシアにふさわしく学校を変えること」を明言したし(四月八日、教員大会で)、⁽¹⁸⁾それぞれ皆決意は示したが、しかし臨時政府は、公約した教育民主化政策を組織し実施することはごくわずかしかなかった(大学改革など)。

この二月革命時代の教育の分野をつつんだもとも頭著な変化は、諸学校の地方自治体移管の動きであった。これはツァーリを打倒した民衆の行動を原動力とした。これに対する政府・教育省の行動はおくれ気味でしかも不徹底だった。

私的教育施設を作るうごきはやはり労働者のな取組みが活発だったが、ブルジョアの住民の私立中学校づくりも続けられていた。⁽¹⁹⁾しかし私立学校の自由を保障する問題についてみれば、この臨時政府の時代は、制度的には解決できなかったといえる。この期に見るべきものは、「国民教育国家委員会」とボリシェビキによる二様の教育政策準備の活動であった。

ロシア社会民主労働党ボリシェビキはこの四―五月、新しい情勢に対応するべく党綱領の改正作業に着手し、その「資料」を六月に独立パンフレットとして刊行した。その教育制度関係部分は、レーニンの妻で教育学者のクループスカヤの起草になった。改正綱領案の、めざす「プロレタリア的農民」民主共和制の関係条項は、依然として教育における私人・社会団体のイニシヤチブこそ規定していないものの、追加条項(第一六)で「国民教育の事業を民主的な地方自治機関の手に移すこと」を打出したのをはじめ、全体に、徹底した地方分権と国

家や公務員の役割の引下げの思想を貫いて際立っていた。⁽²⁰⁾ この思想は、この夏レーニンによって書かれる『国家と革命』同様に、パリコミューン国家論——「死滅しつつある国家」の概念——と「国家の束縛から逃れられるという期待で燃える」民衆の革命的な気分とから生じていた。これらのものの、私立学校をも許容する、十月革命後の最初の教育政策の骨格となつてゆくのである。

つぎにみる、国民教育国家委員会は、この二月革命期の独特の政治力学の産物であり、全ロシア教員組合やペトログラード・ソビエト、全ロシア都市連合、同ゼムストヴォ連合、労働組合全ロシア機構、全ロシア農民組合といった種々の社会団体の選出代表や旧国会の議員などからなる、政府・教育省下の多数の審議機関であった。⁽²¹⁾ この委員会は、傾向ではナロードニキ系社会主義者から自由主義者までふくむ、進歩的ロシアを代表する著名な教育学者、活動家たちをメンバーに擁し、かれらの手になる、西欧的議会共和制のロシアを想定した教育改革法案・文書を多数のこした。そのなかで、作成諸案の基本精神を要約した感のある『指導的命題』と題された文書（一九一七年九月二十八日付の委員会『ブレティン』に掲載）には、きわめて現代的な発想がしめされていた。

私立学校の自由の確保にかかわつて、指導的命題が次のように述べていたことを知っておかねばなるまい。つまり第二項「国民教育事業における国家の位置」はこうであった。「国は、国と住民の相互関係を規定する基本原理を立法手続きによつて確立する。これらの国家的基準は、国民教育事業における個人と社会の権利を保障するものでなければならない。……国は、国民教育に関連し社会的意義をもつすべての資料を収集し、系統だて、公刊する。国は、その所管するあらゆる精神的・物的手段を用いて国民教育の発達と普及を援助する」。そして以上を前提にして、「私人と社会団体のイニシャチフ」の項（第九）は、「法は、私人及びあらゆる社会団体、民族団体、宗教団体に対して、国民教育事業における広い余地を与える。」と述べていた。⁽²²⁾ 私立・社会団体立学校は、このように国家の役割をごく限定しようとする文脈に位置づけられていた。この点をふくめて、国家委員

会がまとめあげたあれこれの構想は、このあと十月革命政府の文教政策担当となる者たちにも少なからず影響を与えていた。

ポリシエビキのルナチャールスキー（当時ペトログラード市会の文教部門担当者）は「国家委員会の存在のわり頃になつてから」であったが、労働組合組織から選ばれて委員会メンバーとなり委員会の活動に接しており、またクループスカヤは、十月の直前、「ロシアの民主勢力の前には全学校事業をこく抜本的に改革する課題がある。国民教育国家委員会はこの改革のプランを作成できる。」と書き、きわめて高い評価を打出すに至つていた。⁽²³⁾ ポリシエビキの文教問題の理論家たちの、国民教育国家委員会とその活動にかかわるこのような体験と評価は、十月以後の労働政府の教育関係法令の主張に大きく影響したはずである。

第三節 十月革命政府の私立学校承認方針

（一）教育人民委員ルナチャールスキーの「呼びかけ」

十月革命によつて発足した新しいソビエト権力は、臨時労働政府としての人民委員会設置し、その教育・学術・文化の部門を担当する教育人民委員にポリシエビキの文芸評論家ルナチャールスキーを任命した。

われわれの注目する私立学校の存続・開設の可能性は、彼の最初の施政方針表明である十月二十九日付の「教育人民委員から『ロシアの市民へ！』」と題した呼びかけの中に、たしかに示されていた。はたしてそれは、専制政府の下におけるのでもなく、臨時政府の下におけるのでもない、人民に依拠した革命のなせる新たな論理によつてであった。

教育人民委員の呼びかけは、旧政府教育省から新政府の初期担当機関・国家文教委員会（コミッシヤ）への移行措置も含め、政府の教育分野の活動プログラムを打出すものであったが、これを貫く調子においては、社会主義の言葉はなく、人民の権力の民主主義性の強調、学習における自発性の重視、教育管理における民衆のイニシヤチブと国家の控え目な役割との強調、が印象的だった。

「呼びかけ」はその〈地方分権化〉の下りで次のようにうたった。

「国家文教委員会は、決して教育施設を管理する中央権力ではない。反対に、全学校事業は地方自治機関に移管されなければならない。……。委員会の仕事は、連絡及び補佐の役割を果たすことであり、地方自治体や私立の文教施設、特に労働者の・階級的な文教施設に対して、国家的・全人民的な規模で物質的、思想的、精神的援助を組織することである。」（この主張はさらに、教育人民委員ルナチャールスキーと人民委員会議議長レーニンの署名になる十一月九日付の「国家文教委員会の設置に関する」全ロシア中央執行委員会と人民委員会議の合同布告においてもそっくり繰返された⁽²⁷⁾）。

教育事業のこれほどに徹底した地方分権の発想は何によるのであろうか。それはおそらく、この年二月の専制崩壊以来の解放感や、十月の権力奪取直後のオプチミズムによって生れたと見るのが自然ではないだろうか⁽²⁸⁾。それにこの頃はまだ、革命の峰起の日十月二十五日の、臨時政府の解体と権力のソビエトへの移行とを宣言した第二回全ロシア労働者・兵士代表ソビエト大会を支配していた気運・傾向——そこでは、「正式な布告においては、「国家」と「社会主義」の概念は背景に退いていた。古い国家とそれに附随する諸害悪が一掃されつつある勝利の熱狂の中では、だれも新国家建設の問題に直面しようとは思わなかった」（E・H・カー）⁽²⁹⁾——から皆まぬかれていなかったにちがいない。

私立学校は、このような十月革命直後の気運のもと、教育人民委員の「呼びかけ」『活動プログラムにおいて、

国家との緊張の論理における「自由」の確保としてというよりは、下からの人民のイニシヤチブを奨励する論理によって、承認されたのであった。

革命途上の私立学校の存続の問題は、実際の処置の経験を経てから、いさ少し具体的な解決法を見出してゆく。

（一）統一労働学校令による私立学校の存続

専制時代の性格を残した在来の私立教育施設に対して、ソビエト権力は自らの使命に基づき、直ちに実践的判断を下さなければならなかった。

まず、一九一七年十一月十一日付の「身分・文官等級の廃止に関する布告」にもとづいて、政府は特権的な諸学校——陸軍幼年学校、ギムナジヤと実業学校の一部、貴族女子学院、および宗務官庁の上級諸学校——を廃止した。この中に特権的な施設に該当すると見なされた私立学校もふくまれた⁽³⁰⁾。

もう一つのパターンの私学廃止は、「私立・成人・一般教養学校及び講習所」として一九一五年以降認可され急増してきた施設に対する措置にみられた。この場合には、経営の「著しい投機と儲け」目的、「プロレタリアからの搾取」、「教育人民委員部の管下に属することを宣伝して住民を欺いている」といった観点が提示され、該当施設に閉鎖命令が下された（一九一八年九月六日のベトログラードの措置）。もちろんこれ以外の私立の成人向け学校・人民大学・会館・講習所は存続して活動を続けた（例えばズナーメンスカヤ自由学校、人民大学協会付属講習所、パーニナ会館、等々）⁽³¹⁾。

このような一九一八年のソビエト側の措置は、一九一七年十月の教育人民委員の呼びかけの提起した線が支持され、適用されていることを示していた。このように進行する一種試行的な措置をふまえつつ、学校基本法——統一労働学校の法——が審議されていた。一九一八年九月十二日の国家文教委員会の統一労働学校令案の最終審

議では、同法の付帯趣旨解説文書たる『統一労働学校の基本原則』（通称は「宣言」）の承認する私人のイニシヤチブ⁽³²⁾に対してモスクワ市国民教育部代表のボチョムキンが反対した。彼は、この問題が「あいまいで一般的な形で処理されている」から「明確に定める」べきで、さらに「私人のイニシヤチブに広範な可能性が与えられるだろうなどと全然言わないほうがより適切だ」と主張し、最後には、宣言が「私的事業家に何か実現不可能な期待を抱かせかねない」ため、その私的イニシヤチブの「部分を削除する」ことを要求した。これに対して人民委員ルナチャールスキーは、統一労働学校令のほうで「私的イニシヤチブに何を委ねるかの問題は十分検討されている」ので、関心のある者は学校令を読めば「これがどの程度ゆるされているか」がわかる、として一蹴するとともに、「国は、私人のイニシヤチブを参加させることに、及び教員層や地域の国民教育会議（ソビエト）によるあれこれの探求を学校の世界に取込むことに、関心がある」と、教育事業の地方自治の方針を展開して私的イニシヤチブ擁護論を結んだ⁽³³⁾。

人民委員はまた他方で、ペトログラードで九月二十二日、北方州教育人民委員部主催の生徒・学生集会に出席して統一労働学校の理念を普及するため演説し、「まもなく最終草稿として公表される学校改革を実施するためには、教師、生徒、すべての住民の一致した協力が必要で」あることを訴え、「政治傾向の区別なく、すべての人々に、国民教育問題の解決を支援されるよう」呼掛けていた⁽³⁴⁾。ここでは、幾分オブチミスティクで自由主義的な要素をほらむルナチャールスキーの民主主義観が片鱗をみせていた。ともあれ、この間のルナチャールスキーの以上のような発言は、いわば立法者意思として、注目されるべきであった。

一九一八年九月三十日の全ロシア中央執行委員会第五期は、統一労働学校の基本命題について教育人民委員代理ボクローフスキー（在モスクワ責任者）の報告を受けた。この日の全露中執は、革命軍事評議会設置令など第一級の重要案件を日程にいれていたにもかかわらず、統一労働学校令案を逐条審議に付したうえ、「完全に議論

の余地のないことにかんがみ、異議なし、満場一致で」採択した⁽³⁵⁾。

こうして成立した、ソビエト共和国の学校教育基本法たるべき「統一労働学校令」は、私立学校の存続・開設の余地を認めたのであった。学校令第一条はいう——「本学校令（第一条〜第三二条）は私人のイニシヤチブで生れるすべての学校に対しても適用される。この学校は、地方国民教育部がその学校の価値を認定した場合、国家的助成を受けることが出来る」⁽³⁶⁾。

これは一見したところ穏やかな表現であったが、地方労働権力ソビエトの文教行政部門である国民教育部の「認定」という条件づけを盛ることによって、おそらく普通・義務教育施設の構成学校としての基準の維持と、私立学校とソビエト体制の根本対立の回避とを予定したのである。実際にこの法に基づいて、私立学校は存続し、国庫助成が行われた⁽³⁷⁾。

これまでの経緯は、ルナチャールスキーらの路線の勝利のように思われた。ロシアにおいて、かつては自由主義勢力によって主張された要求である私立学校設立の自由が、臨時政府時代の法案準備活動を経験として、ここにプロレタリア政權下で、政教分離原則の革命的な徹底により宗教団体には普通学校設置権を与えないことを大前提としてであるが、はじめて法制化されたのであった。そしてソビエト学校基本法の西欧文明的要素の一つをなしたのである⁽³⁸⁾。

第四節 戦時共産主義下の私立学校の消滅

統一労働学校令にもとづいて存続し、国庫助成を受ける可能性を認められていた私立学校が、その後どのような形で、いつ、存在することをやめたのか、これはあまり知られていないし、現在も明快な説明があるとは言え

ない（法制上の裏付けがないためであろう、シュタムも先の著書では触れていない）。この、革命後ロシアの私立学校の消滅に対する逆のほうからのとらえ方はあった。それは、ソビエト体制下の学校の「国営制（ガスダールストヴェンノスチ）⁽³⁹⁾」の起源を説明するかたちで一九五八年のカラリョーフの大著の中でまとめられ、その後一種の公認解釈のように援用されてきた、とらえ方である。後段に見るように、たしかに彼の立論は時代状況を踏まえており、一つの安定した「歴史」となりうる強さを有した。しかしカラリョーフの説明は、私立学校の存続を承認する統一労働学校令との関連をさけて通る論法によるもの、と言わざるをえなかった。

（一）諸学校の無償制の徹底と私立学校の存立「可能性」の消滅（教育人民委員部の論理）

一九一七年来、解放感にみちた民衆のエネルギーの示す就学要求の著しい成長にとり、授業料の観念はまだ制約だった。これを解くために、各ソビエトは、授業は無料であるとうたう統一労働学校令の成立の後、念を押すように、「第一段〔小学…引用者〕と第二段〔中学…同〕（旧ギムナジー、実科学校、商業学校、…等）のすべての学校で、政府立も、私人の資金で維持されるものも、授業料の徴収は無条件で禁止される」といった決定を發していた（一九一八年十月四日、ペトログラード北方州教育人民委員部⁽⁴⁰⁾）。

内戦の激しいさなか、一九一九年三月に開かれたロシア共産党第八回大会は、新綱領を検討し採択した際、その国民教育条項の中で、以上の経験と依拠しなければならないプロレタリア住民と貧農層への基礎教育普及の急を要することとを考慮して、無償教育を実現目標順位の第一に引上げた。⁽⁴¹⁾（そのためこのポリシエビキ党綱領はこれ以後、よく、無償教育を定めた綱領として引合いにされた）。

ロシア共和国教育人民委員部の統一学校課は、同年四月十二日、県・郡国民教育部に宛てた統一労働学校令第三條の授業料無償の規定に関する施行命令の中で、「これら兩段〔第一段と第二段…引用者〕の学校に関する維

持費は共和国の資金による」ことを明記した。⁽⁴²⁾

こうした措置の結果、この四月末には、つまり統一労働学校令公布後わずか半年あまりであったが、教育人民委員が私立学校の存立不可能を結論する、事実上の宣言を出さざるをえなくなっていた。ルナチャールスキーは『共産主義インタナショナル』誌に宛てた、ロシアの教育事情紹介の論文の中で、私立学校について一項をおこし、以下のように書いたのである。

「あらゆる授業料納入の廃止のため、ロシアにおいて私立学校は存立不可能になった。⁽⁴³⁾ 教育人民委員部は、私人のイニシヤチブの切り締めやすべての学校の単一の型への押し込みとは、おおそ無縁である。しかし、学校生活の多様性は今後、国営の学校の内部において獲得されなければならない。なぜなら、授業料というものが存在しないところでは、ひとり国家のみが学校を維持できるのだから」。

教育人民委員部もその一九二〇年末現在の公式報告書『一九一七年——十月——一九二〇年・略報』において、私立学校にかんして人民委員の論理をほぼ繰返し、「あらゆる型の特権的な学校は廃止され、あらゆる学校は上から下まで無料であると宣言された。このため私立学校の存続の可能性は自然になくなってしまった。」と総括した。⁽⁴⁵⁾

ここでも失われない、多様性の保障の条件を追究するルナチャールスキーの意図は、現代のわれわれにも共感でき、貴重である。しかしそれをみとめるとしても、右の結論はいささか不自然な論法によるとの感をまぬかれない。いな一部事実にはさえ反していたといわねばならなかった。なぜなら、民衆学校について言えば、革命前ロシアは工場や鉄道駅に付設の、および社会団体、協同組合、私人、農民団体（村団）などの基金による、大半が無料の私立カテゴリーをなす小学校を有しており、そのうち劣悪な設備や教育レベルからみて学校に値しないとされた施設はこの間、各地で廃止になっていたものの、それ以外は存続していたからである。また、中等学校に

ついても、先にみたように、基金と国庫補助による私立ギムナージヤなどが存続していた。経験と論理からいって、非特権・無料・私立学校は、ありえたのである。(しかし、時の実況がその可能性をふきとばしていたのであった。) ルナチャールスキーも『報告書』もこの事情にふれなかった。

つまりこうであろう。統一労働学校令の線で学校建設をすすめてきた、ルナチャールスキーと教育人民委員部は、それまでの〈政策〉の帰結として総括をしなければならない以上、また、その路線と論理から決して出てこない事態——下からの「学校国有化」、私立教育施設廃止の動き——に直面しながらも、私立学校禁止の方向に公式にふみきっていない段階では、右のような論理・了解を示すよりないのに違いなかった。

ところで同じ論文でルナチャールスキーは次のようにも書いていた。「ロシアの学校は地方自治体有(ムニツィパリーヌイ、municipal)ではなく、国有(ナツィオナリーヌイ、national)のものである。けだし、ロシアにおける諸ソビエトは中央国家権力と異なる自治機関ではなくて、その全体がまるごと勤労人民の自治である、この国家権力の一部なのである」と。換言すれば、ロシアはいまや地方自治が勤労人民的にいわば揚棄された時代にはいったゆえ、それまでのような、私的イニシヤチブもあわせ承認する、学校における地方自治という基本路線は断念される、すなわち学校の「国有化」を了承しなければならぬ、ということであった。はたして、かくも急速に自治はアウフヘーベン出来るものだったのであろうか。

(二) 戦時共産主義による学校の国営化とそのイデオロギー

学校国有化がいつから始まったかという点では、ラーフキンが書いたように、「すでに一九一七年の末から私立の幼稚園、小学校・中学校、職業学校、高等教育機関の国有化が始まっていた」といってよい。

だが私立学校の国有化をめぐる重要な画期を一九一八年夏以降にみるべきであった。学校のあり方をはじめ、

若いこの国のその後の様式に大きな影響を与えることになった、国内戦の時代に入ったからである。

ロシアは一九一八年、当初ソビエト政権をポリシエビキと共に構成した政党である左派エスエル(三月、政府離脱)との武力衝突(七月)、そしてチェコ軍団の反ソビエト反乱(五月末)と外国の革命干渉軍の侵入(二月以降、独・奥軍、英国軍、そして四月に日本軍、以後、連合国軍、米国軍、等)にみまわれた。こうして、この年夏からは恐るべき内戦状態に突入したのであった。共産党一党のみの国家となったレーニンの政府は、徴兵制によって労働赤軍を強化し(この関連で四月二十二日、十六歳以上の青年を対象に召集前軍事教練を導入)、経済では、工業の大部分の国有化(六月二十八日、法令)と中央集権的管理体制、穀物の国家集中である食糧割当徴発制、分配の配給制、貨幣の役割の縮小など、「戦時共産主義」の政策をとって、内戦の乗り切りをめざした。

ソビエト・ロシアの新しい学校のあり方の模索は、このような非常・戦時状態のなかで続けられていたのであった。統一労働学校令の審議に際して、有産者の参入の余地を一切残すべきでないとして学校設立の私的イニシヤチブに強く反対した、国家文教委員会のポチョムキンの主張には、従来やや「左翼的な」モスクワ派の調子にくわえて、この時期の階級的な危機意識が反映したのであった。そのような反映は、より顕著には、教育人民委員部の幼児教育部門の方針にみられた。指導者のリーリナは、この年のベトログラードのある教育集会で、「子供を家庭の悪い影響から守ってやらねばならない。われわれは児童を国有化しなければならないと率直に言おう。その生涯の第一日から彼らは共産主義的な幼稚園と学校のあたたい配慮の下におかれよう。ここに共産主義のABCがある。われわれの実践の問題は母親たちに子供をソビエト政府に引渡させることだ」と、過激な社会化の方針を説いていたが、これは、「国営教育(ないし保育・引用者)」の端緒であった(これがリーリナとラズブルキナたち教育人民委員部の就学前教育課の公式テーゼ「国営・義務保育」となってゆく)。乳幼児を担当する分野で特に強くさげられた、このような主張は、戦争によってもたらされた欠乏と児童の悲惨な状態

の救済をめざす彼等の主観的決意の表明であったが、同時にまた、児童の早期の義務的国家的包摂すなわち共産主義教育とする彼らなりの理解を表現したものであった。リーリナは、就学前教育担当政府委員としての一九一七年十二月二十日の市民への呼掛けの中では、「児童の公共（無料）保育は赤ん坊の誕生の一日目から始まらなければならない」と、ごく早期よりの社会保育という彼女の理念を提起していたが、義務的社会化には言及しておらず、また組織面では、その「理念の広範な実現は、国家法制に基づき、社会団体と私人のイニシャチブの發揮に完全な自由を与えつつ、市・ゼムストヴォ・郷の自治体に委ねられる」と結び、ルナチャールスキーらと同じ方向をとっていたのである。⁵²

内戦による戦時統制政策は、このように教育人民委員部の内部にも、教育事業の強い規律化と社会化の必要意識をもたらし、共産主義の政策スローガンによってイデオロギー上のよりどころを提供し、これによって、私人のイニシャチブ、地方自治を重視してきた革命初期の構想を何かふやけたものと思わせる空気をつくっていたのである。

こうして、教育人民委員部において、私立学校の自由を基本法のレベルで規定する準備が、統一労働学校令案の審議として続けられる一方で、その中間機関や地方ソビエト権力は、一九一八年の夏以降、それぞれの「共産主義」の理解に従って、私的教育施設の接収をより一層追求していった。ペトログラードの北方州教育人民委員部の学校国有化の場合を先に例示したが、これはルナチャールスキー指導下の措置とみなされるべきであり、おそらく最も「冷静に」行われた経験だったのであろう。教育人民委員部中央は、私立教育施設の接収にともなう賠償金支払いの措置の基準を示した（一九一八年十二月二十日及び一九一九年六月二日付の教育人民委員部参与会決定）「接収されてソビエト学校となった、私立教育施設の財産に対する支払いについて」⁵³。しかしこれは政府紙幣が乱発された状況下で、金銭上の意義は疑問であった。各地の私的施設国有化の手段として没収が多かった

ことも想像に難くない。

ロシア共産党八回大会（一九一九年三月）が採択した、革命後最初の新綱領は、社会主義を建設する展望をえがこうとするものでありながら、やはりこの内戦の時代の産物であった。その第十二章・教育条項において「焦眉の課題」とされた中に、われわれのテーマに関わる、教育における私人のイニシャチブのみならず、地方自治もまたわれなかった（一九一七年の草案は綱領となったことはない）。焦眉の課題は「国民教育会議（ソビエト）」を勤労住民の文教事業参加のルートとして採用していたが、すでに地方分権の構想を排除した文脈でのことであった。かねてよりクループスカヤとルナチャールスキーが必要をうたえてきたそれではなかった。また、綱領は、施設としての学校の国有化には別に言及しなかった。しかし、何よりも、この綱領・教育条項の有名な前文——「学校を、ブルジョアジーの階級支配の武器から」「社会の共産主義的再生の武器に変える」、「学校は共産主義の原則の伝達者であり」「プロレタリアートの思想的、組織的、教育的影響力の行使者である」——は、学校の担うべき階級的政治的役割をごく直截的に言い切り、この戦時共産主義の下、イデオロギー装置の役割のあいまいさを許さない状況、没収によってであれ学校を「国有化」してゆく気運に、たしかに合致するものであった。この党大会の後、教育人民委員ルナチャールスキーは私立学校の存続不可能と、教育における地方分権の理念の放棄を宣言したのであった（本節、前項）。

以上のような経過をふまえるなら、従来のソ連の定説、つまり、私立学校の国有化とソ連の学校の国営制の起源についてカラリョーフが名著『ソビエト学校・教育史（一九一七—一九二〇年）概説』で書くところも、その意味が明確になってくる。カラリョーフはいう——

「ソビエト学校制度の基本原理——学校制度をソビエト社会の政治的・経済的・文化的課題に結合する原理——は、一九一九年、ロシア共産党（ボ）第八回大会で採択された党綱領において宣言された。この原理は、

国民教育は社会主義社会の樹立をめざす闘争の一構成部分であること、学校はブルジョアジーの支配の道具から共產主義的社会改造の武器に変わることを意味している。これらすべては、学校事業における国営制の原理の徹底的実現を要求した。

ソビエト国家は、生産と流通の分野の資本主義企業制を廃止する一方、教育の分野からもそれを追放していた。「学校は、そのすべての段階で、国営学校となっていた。すでに一九一八年の末から、私立の（…諸学校の…引用者）大量の国有化が開始されている」と。

ここでは、特に後段は史実をふまえた表現ながら、綱領規定のほうから教育事業の「国営制」をみちびく論証はない、と言わざるをえなかった。つまるところ、彼は、統一労働学校令とは別の流れである、私立学校の存在を認めない内戦期の学校制度事実をソビエト学校の制度的原理としたのであった。

むすび

以上、一九一七年十月革命前後数年のロシアにおける、私立学校設立の自由をめぐる論議ならびに私立学校施設したいの歩みを追ってきたが、それはめまぐるしい展開を示すものであった。結果的にいうならば、私立学校の存在を公的に認めないソ連の基本的学校制度は、一九一八年夏から一九二一年にかけての「内戦」と「戦時共產主義」政策の時代に現実先行のかたちで形成され、法制レベルでは、統一労働学校令に代わる一九二三年十二月の「統一労働学校規程」によって（第七条「学校の国営。私立学校禁止」）、できあがったものである。

しかし、それに至る過程の理論は陰影に富んだ。私立学校設立の自由は、まず、革命前の教育理論と実践と制度要求の改良的、自由主義的要素とマルクス主義国家論の理想主義的要素を受継こうとするルナチャールスキー

らに代表されて、プロレタリア的共和制国家における学校事業の地方自治構想の中で、学校設立の私的イニシアチブを確保するという理念に結晶した。これは一旦、ソビエト・ロシア共和国の統一労働学校令において法制化され、実現の日の目をみた。だが、私立学校はその直後の戦時共產主義の学校「国有化」の嵐にふきとばされ、彼らの理念は、学校事業の地方自治が勤労人民の国家において止揚されるとする、苦しい論理をもってみずからを封じ込めざるをえない事態に迫込まれたのであった。

内戦の最中に開かれたロシア共産党大会は、敵・味方の鋭く問われる、いわば内戦期の論理からごく率直に〈階級的学校＝武器〉論を打出すことによって、すでに進行している私立学校国有化の流れを鼓舞した。ソ連の現在の国営学校原則の起源に関する定説となった、教育史家カラリョーフの見解は、統一労働学校令ではなく、この党大会に出発点を求める解釈であった。

ソ連においても学校に対する国民の要求が多様化している現在、はたして右のような教育学「理論」で〈間に合っている〉のかどうか。率直にいつて、この点も実は、筆者の小稿準備の一つの動機になった。先にふれた法学者シュタムの近著は、一九五〇年代のカラリョーフ程にはイデオロギー的な構え（その背景の独自の検討は別の機会にしたい）を示すことなく、ソ連の過去の私立学校をその叙述にふくめているように思われるが、このような研究は、物質的に豊かになった近年のソ連市民の関心の変化と関係あるのだろうか。こうした視角ももたながら今後の変化を見守りたいと思う。また、今回は時間と紙数の関係で果せなかったが、近い機会には、一九二一年以後のネップ時代に独特の条件下で存在した私立学校についても検討したい。

注

（１）和田春樹「社会主義社会」、『平凡社大百科事典』第六巻、一九八五年、一二二頁。

- (2) 藤田勇・畑中和夫・中山研一・直川誠藏『ソビエト法概論』有斐閣、一九八三年、一一五頁。
- (3) 竹田正直「プロレタリアートの独裁と過渡期の教育——労働予備校の発生・発展・消滅過程の実証的研究」、『スラブ研究』№7（一九六三）、村山士郎「ロシア革命と教育改革」労働旬報社、一九八〇年、第三章「教育を受ける権利・義務と単一労働学校」。なお、この二者は、ロシア革命後の教育を受ける権利に関するいわゆる階級的優先権について、評価を異にする。
- (4) 参照、牧征名「教育の自由」、『平凡社大百科事典』第四巻、一九八五年、二四八頁。
- (5) 兼子仁「国民の教育権」（岩波新書）、一九七一年、七二頁。
- (6) わが国で知られた文献では、ロシアに生れ帝大教授となったボーランド人教育学者ヘッセンらの亡命地での著作（一九三〇）や、現在のソビエト教育史の一貫した基本枠を打ち出したカラリョーフの大著（一九五八）、オーストラリア生れの歴史家フエンハートリックのルナチャールスキー研究（一九七〇）が、私立学校の存廃について、それぞれの立場から言及されている。これらの二つは本稿後段で取り上げる。
- (7) С. И. Штрамм, Управление народным образованием в СССР (1917-1936 гг.): (Историко-правовое исследование). М., 1985.
- (8) М. В. Михайлова, Частные учебные заведения. В кн.: Очерки истории школы и педагогической мысли народов СССР. Вторая половина XIX в. М., 1976, с. 146-147.
- (9) М. В. Михайлова, Общественная и частная инициатива в создании новой средней школы после революции 1905 года. Ж. «Советская педагогика», 1966, № 3, с. 130.
- (10) 参照、『世界教育史大系 15 ロシア・ソビエト教育史』講談社、一九七六年、二九八頁（拙稿）、他。
- (11) М. В. Михайлова, там же, с. 131-132.
- (12) В. Иванович (сост.), Российские партии, союзы и лиги. Сборник программ, уставов и справочных сведений..... Пб., 1906, с. 33.
- (13) Там же, с. 18; П. В. Руднев, К истории разработки программы партии по народному образованию. «Советская педагогика», 1959, № 2, с. 85. 邦訳、駒林邦男訳、『国民教育研究所・海外教育資料』№10（一九六〇）所収、一七一—一八頁。参照しえた邦訳文献を明示するが本稿への引用文は必ずしも既訳に従わない。以下同様。

- (14) В. Иванович, там же, с. 45, 39. 参照、レーニン「ロシアの政党を分類する試み」（一九〇六年）、『全集』第十巻、大月書店、一九五五年、二一九—二二六頁。
- (15) 参照、П. В. Руднев, там же, с. 81-82, 85. 邦訳、前掲資料、一二—一七頁。
- (16) Там же, с. 85. 邦訳、前掲資料、一七頁。
- (17) В. Иванович, Указ. сб., с. 159; Ж. «Народный учитель», 1917, № 8, с. 10; № 9, с. 6. 竹田正直・所伸「レニン・ソコльников 教員運動史」（日本教育学会第三二回大会（京都、一九七二年九月二日）自由研究発表）。
- (18) «Народный учитель», 1917, № 11-12, с. 6.
- (19) 参照、Ж. «Новая школа», М., 1918, № 9-10, с. 540. 学校とくに中学校を開設する協同組合団体や父母協同組合がうまれていく。クリミヤのアルメントの「教育協同組合」（кооперативное общество образования）の場合、会員は一株一〇〇ルーブルの株（利益配当四％以内）を買って資金をいけり、一九一七年、男女生徒一四八名の八年制ギムナジーを開設している。建物はヤルタ郡セムストヴォ立の学校を無料で借用。授業料は一二五—二〇〇ルーブルである。
- (20) 参照、レーニン『全集』第二十四巻、一九五七年、四八四—四九一—五〇一頁。
- (21) E. H. Carr, The Russian Revolution: From Lenin to Stalin, 1917-1927. London, 1979, p. 5. 邦訳、塩川伸明訳『ロシア革命』レーニンからスターリンへ、岩波書店、一九七九年、六—七頁。
- (22) 参照、拙稿「国民教育国家委員会の結成過程」、『北海道大学教育学部紀要』№37（一九八〇）。
- (23) «Народный учитель», 1917, № 23-24, с. 3-4.
- (24) 前掲拙稿、一四八頁。
- (25) Н. К. Крупская, Задачи пролетариата в деле народного образования. Ж. «Народное образование», 1908, № 11, с. 92; Ее «Педагогические сочинения в шести томах», т. 1, М., 1978, с. 299.
- (26) Народное образование в СССР. Общеобразовательная школа: Сборник документов 1917-1973 гг. М., 1974, с. 8.
- (27) Там же, с. 10. 邦訳、蔵原惟人・高橋勝之編訳「レーニン 文化・文学・芸術論」下巻、大月書店、一九六八年、所収、一〇二—九頁。

- (28) 「呼びかけ」はかつて竹田正直によって詳しく紹介・分析された(参照、同氏「大十月社会主義革命期の教育」、『世界教育史大系 16 ロシア・ソビエト教育史Ⅱ』講談社、一九七七年、四〇―四五頁)。しかし私は本稿におけるような観点をとるため、「呼びかけ」について、一九七七年の氏とは異なる評価をもつ。
- (29) E. H. Carr, *The Russian Revolution*, pp. 6-7. 前掲邦訳、九頁。
- (30) С. И. Штамм, Указ. книга, с. 77. 一九一八年中に北方州教育人民委員部の中等学校課によるものだけで、旧私立学校六八校が国有化された。旧政府立学校三四校を閉鎖、二〇校を吸収統合、三二校を同学校課の所管に組入れ、という措置がとられた。
- (31) Орган Севера «Вестник народного просвещения Союза коммун Северной области» [в след. ВКСО], №6, 1918, № 2/3, с. 7-8.
- (32) Народное образование в СССР: Сб. документов, с. 138. 邦訳、矢川徳光編訳『ルナチャルスキー労働教育論』明治図書、一九六〇年、所収、三七頁。海老原達編訳著『ロシア革命の教育思想』明治図書、一九八四年、所収、八七頁。
- (33) Протоколы Государственной Комиссии по просвещению. Ж. «Народное просвещение», 1919, № 6-7, с. 114. Ротшильд-Мин (В. П. Потемкин) は十月革命前キリスト教で私立中学の教師をしていた。彼は後に(一九四〇―四六年)ロシア共和国教育相となる。
- (34) ВКСО, 1918, № 4-5, с. 46; С. И. Штамм, Указ. книга, с. 129. 北方州と略称する「北方州コミューン同盟」とは、政府のモスクワ移転後、ベトログラード・ソビエトの諸部門を基礎とした、ロシア北部六県の統合体(一九一八年四月―一九一九年二月、存在)。その執行権力は人民委員会議と呼ばれ、これを構成する教育人民委員を、ロシア共和国教育人民委員のルナチャルスキーが兼任していた。
- (35) С. И. Штамм, там же, с. 129-130.
- (36) Народное образование в СССР: Сб. документов, с. 134. 邦訳、藤井敏彦訳『広島大学教育学部紀要・第一部』第十六卷(一九六七)所収、六二頁。柴田義松・川野辺敏編『資料ソビエト教育学』新読書社、一九七六年、四八八頁。
- (37) 参照、ВКСО, 1918, № 4-5, с. 7; С. И. Штамм, там же, с. 146.

- (38) 統一労働学校令は一九一七年のボリシエビキ綱領案の具体化であるというソビエトの教育学者の主張(ルードネフ)は、間違っているが、かなり不十分である。他方、初期の学校関係の「布告の幾つかは単に、臨時政府の法律を批准したか、或は国民教育国家委員会の作成したシエーマを若干修正して実行に移したに過ぎなかった」という評価(ハッセン、ハンス)は、ボリシエビキ綱領案の影響に触れないなどやや恣意的な一面的強調におちいっているが、小稿でみたような「呼びかけ」や私学関係文書・法令どうかかえる限りでは、的をはずれていないように思える。両者とも統一労働学校令の一面は突いている。(参照、Н. К. Гончаров, Ф. Ф. Королев (ред.), В. И. Ленин и проблемы народного образования, М., 1961, с. 207.; S. I. Hessen, N. A. Haas, *Educational Policy in Soviet Russia*. London, 1930, p. 17).
- (39) 川野辺敏の言う学校の「国家的性格」もこのロシア語に対応する觀念かと思われる。参照、同氏『ソビエト教育の構造』新読書社、一九七八年、一三八―九頁。
- (40) ВКСО, 1918, № 4-5, с. 9.
- (41) 参照、П. В. Гуднев, Указ. статья, с. 87-90. 邦訳、前掲資料、二二―二三頁、矢川徳光・大橋精夫監訳『ルナチャールスキー教育論大系』明治図書、一九六三年、三五六―九頁。
- (42) Ежегодный орган Наркомпроса «Народное просвещение», № 30 (12. IV. 1919), с. 31.
- (43) ルナチャールスキーの結論のこの箇所にかかわり、フィッツパトリックは力作『教育人民委員』の中で、統一労働「学校令が念頭においていた(私立:引用者)学校は、トルストイのヤースナヤ・ポリャーナ学校やシャーンツキーの革命前のセツルメントのような、純粹に利他的ないし実験的な動機によるものだったにちがいない。」と解釈しているが、小稿で述べるところからすれば、これには同意しがたい。ルナチャールスキーおよび労働政府の初期教育政策に対する彼女の解釈は狭い。(参照、S. Fitzpatrick, *The Commissariat of Enlightenment: Soviet Organization of Education and the Arts under Lunacharsky* (October 1917-1921). Cambridge, 1970, p. 34.)
- (44) А. В. Луначарский, Народное образование в Советской России. Ж. «Коммунистический Интернационал», 1919, № 2, с. 218.
- (45) Народный комиссариат просвещения, «1917-Октябрь-1920 (краткий отчет)», М., 1921, с. 26. 報告の表紙には一九二〇年と印刷。

- (46) 参照' Н. В. Чехов, Типы русской школы (в их историческом развитии). М., 1923, с. 46-47.
- (47) А. В. Луначарский, Указ. статья, там же.
- (48) Министерство просвещения РСФСР, Народное образование в РСФСР, М., 1970, с. 14.
- (49) N. Hans, S. Hesse, Op. cit., pp. 20-21.
- (50) 同じような主張が一九二〇年代末にも現れ、これをクループスカヤが批判している。参照' 園部四郎訳『クループスカヤ 幼児教育について』新読書社、一九七三年、二二三-二四頁。
- (51) 第一回全ロシア就学前教育大会(一九一九年四月二十五日~五月四日)のラズミールキナ報告と決議。参照' Тезисы доклада Д. А. Лазуркиной, Народное просвещение, № 33 (3. V. 1919), с. 9-7.
- (52) Сборник декретов и постановлений Рабоче-крестьянского правительства по народному образованию. Вып. 1, М., 1919, с. 119. 36法令集ではリーツト(З. И. Лигина)のペリシヤンやЭ. И.と印刷。
- (53) Народное просвещение, № 42-44 (19. III. 1919), с. 16; Указ. Сборник. Вып. 2, М., 1920, с. 151.
- (54) Народное образование в СССР: Сб. документов, с. 18. 邦訳' 矢川徳光『ソヴェット教育学の展開』春秋社、一九五〇年、付録。『資料ソヴェット教育学』四九四-四五頁。竹田正直『社会主義的教育政策の確立』、『世界教育史大系』19ロシア・ソヴェット教育史Ⅱ』九七一-八頁。
- (55) Ф. Ф. Королев, Очерки по истории советской школы и педагогики (1917-1920). М., 1958, с. 188. 彼のこの見解を筆者がソ連の定説と呼ぶのには理由がある。本書以降、種々の文献において、統一労働学校令という制度原則との関連ぬきに、あるいは学校令そのものを無視して、カラリョーフの見解に依拠するようになるからである。たとえば、あるメンフレット(『ソ連邦の国民教育』東京、ソ連邦大使館、一九五八)は、統一労働学校令以来「かわらない」原則の一つに、「私立学校もふくめた国民教育に国家的な性格をもたせること」をふくめており(三頁)、「またライフキンはロシア共和国文部省編の概説(本稿注(48))で、「国民教育の発展」の章の劈頭、本稿に引いた、カラリョーフの見解をまるごと借用して、制度原理を叙述する(с. 14)」等。